

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う自動車重量税及び印紙税の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
第 1 用語の意義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(5) (省略) <u>(6) 被災届出軽自動車</u> <u>震災特例法第 45 条第 2 項に規定する被災届出軽自動車をいう。</u> <u>(7) 分割承継法人</u> 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 12 号の 3 に規定する分割承継法人をいう。 <u>(8) 課税物件表</u> 印紙税法(昭和 42 年法律第 23 号)別表第 1 の課税物件表をいう。 <u>(9) 通則</u> 課税物件表における課税物件表の適用に関する通則をいう。 <u>(10) 不動産の譲渡に関する契約書</u> 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 1 に掲げる不動産の譲渡に関する契約書をいう。 <u>(11) 船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書</u> 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 1 に掲げる船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書をいう。 <u>(12) 地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書</u> 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 2 に掲げる地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書をいう。 <u>(13) 消費貸借に関する契約書</u> 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 3 に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。 <u>(14) 請負に関する契約書</u> 課税物件表の第 2 号に掲げる請負に関する契約書をいう。 <u>(15) 公的貸付機関等</u> 震災特例法第 47 条第 1 項に規定する公的貸付機関	第 1 用語の意義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(5) (同左) <u>(6) 分割承継法人</u> 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 12 号の 3 に規定する分割承継法人をいう。 <u>(7) 課税物件表</u> 印紙税法(昭和 42 年法律第 23 号)別表第 1 の課税物件表をいう。 <u>(8) 通則</u> 課税物件表における課税物件表の適用に関する通則をいう。 <u>(9) 不動産の譲渡に関する契約書</u> 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 1 に掲げる不動産の譲渡に関する契約書をいう。 <u>(10) 消費貸借に関する契約書</u> 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 3 に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。 <u>(11) 請負に関する契約書</u> 課税物件表の第 2 号に掲げる請負に関する契約書をいう。 <u>(12) 公的貸付機関等</u> 震災特例法第 47 条に規定する公的貸付機関等をい

改 正 後	改 正 前
等をいう。 (16) 預託貸付金融機関 震災特例法施行令第 37 条第 1 項第 2 号に規定する預託貸付金融機関をいう。 (17) 転貸者 震災特例法施行令第 37 条第 1 項第 4 号に規定する転貸者をいう。 (18) 特別貸付け 震災特例法施行令第 37 条第 2 項各号又は同条第 5 項の規定に該当する金銭の貸付けをいう。 (19) 滅失文書 震災特例法第 48 条第 1 項に規定する滅失文書をいう。 (20) 滅失等建物等 震災特例法施行令第 39 条第 1 項に規定する滅失等建物等をいう。 (21) 滅失等建物 震災特例法第 49 条第 1 項第 1 号に規定する滅失等建物をいう。 (22) 対象区域内建物 震災特例法第 49 条第 1 項第 1 号に規定する対象区域内建物をいう。 (23) 代替建物 震災特例法第 49 条第 1 項第 3 号に規定する代替建物をいう。 (24) 非課税被災者 震災特例法第 49 条第 2 項（同法第 50 条第 2 項又は第 51 条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）に規定する非課税被災者をいう。 (25) 被災農用地 震災特例法第 50 条第 1 項第 1 号に規定する被災農用地をいう。 (26) 対象区域内農用地 震災特例法第 50 条第 1 項第 1 号に規定する対象区域内農用地をいう。 (27) 代替農用地 震災特例法第 50 条第 1 項第 2 号に規定する代替農用地をいう。 (28) 代替船舶 震災特例法施行令第 41 条第 3 項各号に該当する船舶をいう。	う。 (13) 預託貸付金融機関 震災特例法施行令第 36 条第 1 項第 2 号に規定する預託貸付金融機関をいう。 (14) 転貸者 震災特例法施行令第 36 条第 1 項第 3 号に規定する転貸者をいう。 (15) 特別貸付け 震災特例法施行令第 36 条第 2 項各号の規定に該当する金銭の貸付けをいう。 (16) 滅失等建物 震災特例法第 48 条第 1 項第 1 号に規定する滅失等建物をいう。 (17) 代替建物 震災特例法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する代替建物をいう。 (18) 非課税被災者 震災特例法第 48 条第 2 項に規定する非課税被災者をいう。

改正後	改正前
(29) <u>代替航空機</u> <u>震災特例法施行令第 41 条第 6 項に該当する航空機をいう。</u> 第 2 自動車重量税関係 第 45 条《<u>被災自動車等</u>に係る自動車重量税の還付》関係 (「自動車検査証の有効期間」の意義) 1 震災特例法施行令第 35 条第 3 項第 1 号に規定する「自動車検査証の有効期間」とは、自動車検査証の交付等を受ける際の道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 61 条《自動車検査証の有効期間》に規定する自動車検査証の有効期間をいい、同法第 61 条の 2 第 2 項の規定により伸長された期間は含まないことに留意する。 <u>(被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書)</u> 2 <u>震災特例法第 45 条第 3 項に規定する申請書の様式は、別紙様式 1「被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書（東日本大震災用）」による。</u> 第 46 条《<u>被災自動車等</u>の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税》関係 (「分割により被災自動車若しくは被災届出軽自動車に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」の意義) 2 震災特例法施行令第 36 条第 1 項に規定する「分割により被災自動車若しくは被災届出軽自動車に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により被災自動車又は被災届出軽自動車に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に承継させた場合をいうのであるから留意す	第 2 自動車重量税関係 第 45 条《<u>被災自動車</u>に係る自動車重量税の還付》関係 (「自動車検査証の有効期間」の意義) 1 震災特例法施行令第 34 条第 2 項第 1 号に規定する「自動車検査証の有効期間」とは、自動車検査証の交付等を受ける際の道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 61 条《自動車検査証の有効期間》に規定する自動車検査証の有効期間をいい、同法第 61 条の 2 第 2 項の規定により伸長された期間は含まないことに留意する。 (新 設) 第 46 条《<u>被災自動車</u>の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税》関係 (「分割により被災自動車に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」の意義) 2 震災特例法施行令第 35 条第 1 項に規定する「分割により被災自動車に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により被災自動車に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に承継させた場合をいうのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
る。 <u>(被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書)</u> <u>3 震災特例法施行令第 36 条第 3 項に規定する書類の様式は、別紙様式 2「被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）」による。</u> 第 3 印紙税関係 第 47 条《特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税》関係 (「東日本大震災により被害を受けた者」の意義) 1 震災特例法第 47 条第 1 項に規定する「東日本大震災により被害を受けた者」には、東日本大震災により直接の被害を受けた者のほか、取引先が東日本大震災により被災したことにより売上げの減少又は売掛債権の固定化等で被害を受けた、いわゆる「間接被害者」を含む。 <u>(注) 震災特例法第 47 条第 2 項に規定する「東日本大震災の被災者」には、いわゆる間接被害者を含まないのであるから留意する。</u> (「他の金銭の貸付け」の意義) 2 震災特例法施行令第 37 条第 2 項第 3 号イ又は同項第 5 号イに規定する「他の金銭の貸付け」には、預託貸付金融機関又は転貸者が独自に設けている貸付制度の下で行われる金銭の貸付けを含まない。 (非課税措置の対象となる消費貸借に関する契約書の範囲) 3 震災特例法第 47 条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。	(新 設) 第 3 印紙税関係 第 47 条《特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税》関係 (「東日本大震災により被害を受けた者」の意義) 1 震災特例法第 47 条に規定する「東日本大震災により被害を受けた者」には、東日本大震災により直接の被害を受けた者のほか、取引先が東日本大震災により被災したことにより売上げの減少又は売掛債権の固定化等で被害を受けた、いわゆる「間接被害者」を含む。 (「他の金銭の貸付け」の意義) 2 震災特例法施行令第 36 条第 2 項第 2 号イ又は同項第 3 号イに規定する「他の金銭の貸付け」には、預託貸付金融機関又は転貸者が独自に設けている貸付制度の下で行われる金銭の貸付けを含まない。 (非課税措置の対象となる消費貸借に関する契約書の範囲) 3 震災特例法第 47 条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。

改正後	改正前
(1) (省略) (2) 特別貸付けに関して作成される文書であっても、次のものには震災特例法第 47 条の規定が適用されない。 イ (省略) ロ <u>地方公共団体(震災特例法施行令第 37 条第 1 項第 3 号に規定する地方公共団体をいう。)が、支援事業者(同号に規定する支援事業者をいう。)に対して行う資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書</u> ハ <u>沖縄振興開発金融公庫等(震災特例法施行令第 37 条第 1 項第 4 号に規定する沖縄振興開発金融公庫等をいう。)が、転貸者に対して行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書</u> (注) (省略) <u>(非課税措置の対象となる特別貸付けの範囲)</u> <u>4 東日本大震災により被害を受けた者以外の者も対象とした既存の貸付制度の下で、東日本大震災により被害を受けた者であることを理由として有利な条件で行う金銭の貸付けは、震災特例法第 47 条の規定による非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しないことに留意する。</u> <u>第 48 条《東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税》関係</u> <u>(非課税措置の対象となる文書の範囲)</u> <u>1 震災特例法第 48 条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</u> <u>(1) 滅失文書に代わるものとして作成される震災特例法第 48 条第 1 項各号に掲げる文書で、次に掲げるものについても同条の規定が適用される。</u> <u>イ 震災特例法第 48 条第 1 項に規定する金融機関と当該金融機関以外</u>	(1) (同左) (2) 特別貸付けに関して作成される文書であっても、次のものには震災特例法第 47 条の規定が適用されない。 イ (同左) ロ <u>沖縄振興開発金融公庫等(震災特例法施行令第 36 条第 1 項第 3 号に規定する沖縄振興開発金融公庫等をいう。)が、転貸者に対して行う貸付けに係る消費貸借に関する契約書</u> (注) (同左) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>の者とが共同して作成するもの</u> <u>ロ 通則 3 の規定により文書の所属が震災特例法第 48 条第 1 項各号に掲げる文書となったもの</u> <u>(注) ロの場合、通則 3 の規定により所属が決定されなかった号の文書としての課税関係は生じないのであるから留意する。</u> <u>(2) 滅失文書に代わるものとして作成される震災特例法第 48 条第 1 項各号に掲げる文書であっても、滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項が記載されていない文書は、同条の規定が適用されない。</u> <u>(例) 滅失した金銭消費貸借契約書（第 1 号の 3 文書）に代わるものとして作成される手形貸付けに係る約束手形（第 3 号文書）</u> <u>(滅失文書に代わる文書の作成を求める旨の届出書)</u> <u>2 震災特例法第 48 条第 2 項に規定する届出書の様式は、別紙様式 3「滅失文書に代わる文書の作成を求める旨の届出書」による。</u> 第 49 条～第 52 条共通関係 <u>(「建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事」の意義)</u> <u>1 震災特例法第 49 条第 1 項又は第 52 条第 1 項に規定する「建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事」（以下「建設工事」という。）とは、同法別表第 1 の上欄に掲げるそれぞれの工事をいうが、当該工事の内容は、昭和 47 年建設省告示第 350 号（建設業法第 2 条第 1 項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）に定められているので留意する。</u> <u>(注) 建築物等の設計は、建設工事に該当しない。</u> <u>(非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とが共同で作成した文書の範囲)</u>	(新 設) (新 設)

改正後	改正前
<u>2 震災特例法第 49 条第 2 項(同法第 50 条第 2 項又は第 51 条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)に規定する「非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とが共同で作成した契約書」とは、非課税被災者が共同作成者の一員となっているすべての契約書をいうのであるから留意する。</u> <u>(例)</u> <u>非課税被災者(甲)と非課税被災者以外の者(乙)の共有地の売買契約書</u> <u>売主 甲及び乙</u> <u>買主 丙</u> <u>(注) 甲、乙及び丙は、印紙税法第 4 条第 5 項に規定する「国等」に該当しない者であるものとする。</u> <u>売買契約書を 3 通作成し、甲、乙、丙がそれぞれ 1 通ずつ所持する場合</u> <u>甲が所持する文書 非課税</u> <u>乙が所持する文書 課税</u> <u>丙が所持する文書 丙が非課税被災者以外の者であるときは課税、丙が非課税被災者であるときは非課税</u> <u>第 49 条《東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税》関係</u> <u>(滅失等建物等又は対象区域内建物の「所有者」の意義)</u> <u>1 震災特例法施行令第 39 条第 1 項に規定する「滅失等建物等又は対象区域内建物の所有者」には、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 3 条に規定する団体及び同法第 25 条第 1 項の規定により選任された管理者を含む。</u> <u>(「分割により滅失等建物等若しくは対象区域内建物に係る事業に関して有す</u>	(新 設) <u>第 48 条《被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税》関係</u> (新 設) <u>(「分割により東日本大震災により被害を受けた建物に係る事業に関して有す</u>

改正後	改正前
る権利義務を承継させた場合」の意義) <u>2</u> 震災特例法施行令第39条第2項第3号及び同項第4号に規定する「分割により滅失等建物等若しくは対象区域内建物に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により滅失等建物等又は対象区域内建物に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に承継させた場合をいうのであるから留意する。 (削除) (非課税措置の対象となる不動産の譲渡に関する契約書等の範囲) <u>3</u> 震災特例法第49条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。 (注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。 (1) 被災者(震災特例法第49条第1項に規定する「被災者」をいう。(2)において同じ。)が同項各号の場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で、次に掲げるものについても同条の規定が適用される。 イ～ニ (省略) (2) 被災者が震災特例法第49条第1項各号の場合に作成する文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約に基	る権利義務を承継させた場合」の意義) <u>1</u> 震災特例法施行令第37条第2項第3号及び同項第4号に規定する「分割により東日本大震災により被害を受けた建物に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により東日本大震災により被害を受けた建物に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に承継させた場合をいうのであるから留意する。 (「建設業法第2条第1項に規定する建設工事」の意義) <u>2</u> 震災特例法第48条第1項に規定する「建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項《定義》に規定する建設工事」(以下「建設工事」という。)とは、同法別表第1の上欄に掲げるそれぞれの工事をいうが、当該工事の内容は、昭和47年建設省告示第350号(建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容)に定められているので留意する。 (注) 建築物等の設計は、建設工事に該当しない。 (非課税措置の対象となる不動産の譲渡に関する契約書等の範囲) <u>3</u> 震災特例法第48条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。 (注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。 (1) 非課税被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で、次に掲げるものについても震災特例法第48条の規定が適用される。 イ～ニ (同左) (2) 非課税被災者が不動産の譲渡又は建設工事の請負に係る契約に関して作成する文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の

改正後	改正前
づき作成される請負に関する契約書に該当しないものは、<u>同条</u>の規定は適用されない。 (例) 1 <u>代替建物の取得</u>代金又は建設工事代金の支払のために振り出す課税物件表の第3号に掲げる約束手形 2 <u>対象区域内建物の譲渡</u>代金又は<u>滅失等建物が所在した土地の譲渡</u>代金を受領した際に作成する課税物件表の第17号の物件名の欄1に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (同一の用途の判定) 4 震災特例法施行令第39条第4項に規定する「<u>滅失等建物の滅失若しくは損壊の直前又は対象区域内建物の警戒区域設定指示等が行われた日の直前</u>の全部又は一部の用途と同一である建物」に該当するか否かについては、おおむね、居住の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分により判定する。 (代替建物の判定) 5 代替建物に該当するか否かについては、震災特例法第49条第1項に規定する契約書の作成時に当該契約書その他の書面により判定する。 (「契約書その他の書面により明らかにされているもの」の意義) 6 震災特例法施行令第39条第4項に規定する「契約書その他の書面により明らかにされているもの」とは、次のようなもので、後日においても明らかにされるものをいう。 (1) 震災特例法第49条第1項に規定する契約書に代替建物に該当する旨が記載されているもの (2) その他の書面の記載内容等により代替建物に該当することが確認	請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書に該当しないものは、<u>震災特例法第48条</u>の規定は適用されない。 (例) 1 <u>不動産の譲渡</u>代金又は建設工事代金の支払のために振り出す課税物件表の第3号に掲げる約束手形 2 <u>不動産の譲渡</u>代金又は<u>建設工事代金</u>を受領した際に作成する課税物件表の第17号の物件名の欄1に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (同一の用途の判定) 4 震災特例法施行令第37条第4項に規定する「<u>滅失等建物の滅失又は損壊の直前</u>の全部又は一部の用途と同一である建物」に該当するか否かについては、おおむね、居住の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分により判定する。 (代替建物の判定) 5 代替建物に該当するか否かについては、震災特例法第48条第1項に規定する契約書の作成時に当該契約書その他の書面により判定する。 (「契約書その他の書面により明らかにされているもの」の意義) 6 震災特例法施行令第37条第4項に規定する「契約書その他の書面により明らかにされているもの」とは、次のようなもので、後日においても明らかにされるものをいう。 (1) 震災特例法第48条第1項に規定する契約書に代替建物に該当する旨が記載されているもの (2) その他の書面の記載内容等により代替建物に該当することが確認

改 正 後	改 正 前
できるもの (例) 1 滅失等建物又は対象区域内建物に係る登記事項証明書（不動産登記）に記載されている建物の種類が「居宅」であり、「工事名 ○○邸新築」等と記載された見積書、契約書、設計書又は仕様書等により、代替建物の該当することが確認できるもの 2 （省略） （削 除） <u>第 50 条《東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税》関係</u>	できるもの (例) 1 滅失等建物に係る登記事項証明書（不動産登記）に記載されている建物の種類が「居宅」であり、「工事名 ○○邸新築」等と記載された見積書、契約書、設計書又は仕様書等により、代替建物の該当することが確認できるもの 2 （同左） <u>（非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とが共同で作成した文書の範囲）</u> <u>7 震災特例法第 48 条第 2 項に規定する「非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とが共同で作成した契約書」とは、非課税被災者が共同作成者の一員となっているすべての契約書をいうのであるから留意する。</u> <u>（例）</u> <u>非課税被災者（甲）と非課税被災者以外の者（乙）の共有地の売買契約書</u> <u>売主 甲及び乙</u> <u>買主 丙</u> <u>（注） 甲、乙及び丙は、印紙税法第 4 条第 5 項に規定する「国等」に該当しない者であるものとする。</u> <u>売買契約書を 3 通作成し、甲、乙、丙がそれぞれ 1 通ずつ所持する場合</u> <u>甲が所持する文書 非課税</u> <u>乙が所持する文書 課税</u> <u>丙が所持する文書 丙が非課税被災者以外の者であるときは課税、丙が非課税被災者であるときは非課税</u>

改 正 後	改 正 前
<u>（「分割により被災農用地若しくは対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」の意義）</u> <u>1 震災特例法施行令第40条第2項第3号及び同項第4号に規定する「分割により被災農用地若しくは対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により被災農用地又は対象区域内農用地に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に承継させた場合をいうのであるから留意する。</u> <u>（非課税措置の対象となる不動産の譲渡に関する契約書等の範囲）</u> <u>2 震災特例法第50条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</u> <u>（注） 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。</u> <u>（1） 被災者（震災特例法第50条第1項に規定する「被災者」をいう。（2）において同じ。）が同項各号の場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書で、次に掲げるものについても同条の規定が適用される。</u> <u>イ 不動産の譲渡に関する契約書と当該契約書以外の課税物件表の第1号の物件名の欄1から4に掲げる契約書とに該当する1の文書</u> <u>（例）</u> <u>建物の譲渡及び代替農用地に係る賃借権の設定契約書（不動産の譲渡に関する契約書と土地の賃借権の設定に関する契約書）</u> <u>ロ 通則3の規定により文書の所属が不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書となったもの</u> <u>ハ 契約の変更又は補充等の契約書</u> <u>（注） ロの場合、通則3の規定により所属が決定されなかった号の文書</u>	（新 設） （新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>「航空機」と読み替えるものとする。</u> <u>(減失等した「船舶」の意義)</u> <u>2 震災特例法第51条第1項に規定する「東日本大震災により減失した船舶又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶」は、船舶法（明治32年法律第46号）第5条に規定する船舶原簿に登録を要する総トン数20トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶に限られないことに留意する。</u> <u>(非課税措置の対象となる船舶の譲渡に関する契約書等の範囲)</u> <u>3 震災特例法第 51 条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</u> <u>(注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。</u> <u>(1) 被災者（震災特例法第 51 条第 1 項に規定する「被災者」をいう。(2) において同じ。)が同条第 1 項又は第 2 項の場合に作成する船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で、次に掲げるものについても同条の規定が適用される。</u> <u>イ 通則 3 の規定により文書の所属が船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書となったもの</u> <u>ロ 契約の変更又は補充等の契約書</u> <u>(注) イの場合、通則 3 の規定により所属が決定されなかった号の文書としての課税関係は生じないのであるから留意する。</u> <u>(2) 被災者が震災特例法第 51 条第 1 項又は第 2 項の場合に作成する文書であっても、船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書に該当しないものは、同条の規定は適用されない。</u> <u>(例)</u> <u>代替船舶又は代替航空機の取得又は建造代金の支払のために振り出す</u>	(新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>課税物件表の第3号に掲げる約束手形</u> <u>(代替船舶又は代替航空機の判定)</u> <u>4 代替船舶又は代替航空機に該当するか否かについては、震災特例法第51条第1項に規定する契約書の作成時に当該契約書その他の書面により判定する。</u> <u>(「契約書その他の書面により明らかにされているもの」の意義)</u> <u>5 震災特例法施行令第41条第3項第2号又は同条第6項に規定する「契約書その他の書面により明らかにされているもの」とは、次のようなもので、後日においても明らかにされるものをいう。</u> <u>(1) 震災特例法第51条第1項に規定する契約書に代替船舶又は代替航空機に該当する旨が記載されているもの</u> <u>(2) その他の書面の記載内容等により代替船舶又は代替航空機に該当することが確認できるもの</u>	(新 設) (新 設)

改 正 後

別紙様式 1

被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書（東日本大震災用）

運輸支局等
取 受 印

平成 年 月 日	還付申請者 (所有者)	(住 所) (〒 —)																																						
		(電話番号 — —)																																						
		(フリガナ)																																						
		(氏名又は名称及び代表者氏名)																																						
税務署長 殿	同上代理人	(住 所) (〒 —)																																						
		(電話番号 — —)																																						
		(フリガナ)																																						
		(氏名又は名称及び代表者氏名)																																						
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第45条第1項及び第2項に規定する還付を受けたいので申請します。																																								
書類送付先	(住 所) (〒 —)																																							
	(電話番号 — —)																																							
	※ 書類の送付先住所が「還付申請者」欄の住所と異なる場合に記載してください。																																							
現在の連絡先	☐ 携帯電話 ☐ その他																																							
	※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。																																							
被災自動車等	自動車登録番号又は車両番号	車 台 番 号																																						
還 付 さ れ る 税 金 の 受 取 人	☐ 還付申請者 ☐ 代理人	(連絡先住所) (〒 —)																																						
		(電話番号 — —)																																						
		(フリガナ)																																						
		(氏名又は名称及び代表者氏名)																																						
	※ 還付される税金の受取人が代理人の場合は記載してください。																																							
税還金の受取場所	銀行・組合	本店・支店																																						
	金庫・組合	出張所																																						
	農協・漁協	本所・支所																																						
	<table border="1"> <tr> <td>預金種類</td> <td>普通</td> <td>当座</td> <td>定期</td> <td>貯蓄</td> <td>口座番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便局名等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>記号番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	預金種類	普通	当座	定期	貯蓄	口座番号															郵便局名等					記号番号													
預金種類	普通	当座	定期	貯蓄	口座番号																																			
郵便局名等					記号番号																																			
還付を受けようとする金額	被災自動車に係る自動車検査証に記載された情報等から法令に基づき計算した額による。																																							
税務署整理欄 (記載不要)																																								

(注意事項)

- 1 太枠内を記載してください。
- 2 「還付申請者」欄には、被災自動車等の所有者の情報を記載してください。
- 3 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金を受け取る方の情報を記載してください。
- 4 代理人が還付申請手続を行う場合又は代理人に還付金の受領権限を委任する場合は、委任状の提出が必要となります。

改 正 前

(新 設)

改 正 後

改 正 前

別紙様式 2

被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）

運輸支局長 運輸監理部長 殿 軽自動車検査協会		平成 年 月 日	免 税 を 受 け よ う と す る 者	(住 所) (〒 —)	
				(電話番号 — —)	
				(フリガナ)	
				(氏名又は名称及び代表者氏名)	
				☐ 相続人等	
				※ 相続人等の方が免税を受けようとする場合、☐に「レ」印を付してください。	
現 在 の 連 絡 先				☐ 携帯電話	
				☐ その他	
				※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第36条第3項の規定に基づく書類を提出します。					
免 税 を 受 け よ う と す る 自 動 車 の 情 報	台	数 (A)	台		
	所有者の氏名又は名称				
	使用者の氏名又は名称				
	車 台 番 号				
使 用 し て い た 被 災 自 動 車 等 の 情 報	台	数	台		
	被災自動車等の使用者の氏名又は名称				
	自動車登録番号 (登録自動車)				
	車 両 番 号 (軽自動車)				
	車 台 番 号				

(注意事項)

- 1 「被災自動車等」とは、東日本大震災を原因として滅失、解体、又は自動車の用途を廃止したものとして、永久抹消登録又は一時抹消登録後の解体等の届出をした「被災自動車」（二輪の小型自動車を含みます。）及び同理由により軽自動車届出済証の返納をした「被災届出軽自動車」（二輪の軽自動車を含みます。）をいいます。
- 2 「相続人等」には、法人において合併や分割が行われた場合の合併法人や分割承継法人が含まれます。
- 3 「使用していた被災自動車等の情報」欄に記載がある台数以上の被災自動車等がある場合は、次業も記載してください。この場合、(A) 欄の台数が次業 (B) 欄の台数を超えることはできません。
- 4 普通自動車、バス、トラック等で軽自動車以外の自動車（二輪の小型自動車を含みます。）は「自動車登録番号（登録自動車）」欄に、軽自動車（二輪の軽自動車を含みます。）は「車両番号（軽自動車）」欄に記載してください。
- 5 大型特殊自動車、小型特殊自動車は本特例の対象外ですので、記載することはできません。

(新 設)

改 正 後

改 正 前

被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）次葉

1 使用していた被災自動車等の情報

使用者の氏名又は名称		
被災自動車等の台数（①） （登録自動車欄及び軽自動車欄の合計台数）	台	
被災自動車等に係る自動車登録番号又は車両番号及び車台番号		
登録自動車	自動車登録番号	車台番号
軽自動車	車両番号	車台番号

2 既に特例を受けて自動車重量税の免税を受けた自動車の情報

免税を受けた自動車の台数（②） （登録自動車欄及び軽自動車欄の合計台数）	台	
免税を受けた自動車に係る自動車登録番号又は車両番号及び車台番号		
登録自動車	自動車登録番号	車台番号
軽自動車	車両番号	車台番号

3 免税を受けられる自動車の台数（B）

（B＝①－② 届出書A欄の台数がB欄を超えることはできません。） 台

（注意事項）

- 欄が不足する場合は、適宜の様式に記載して添付してください。
- 普通自動車、バス、トラック等で軽自動車以外の自動車（二輪の小型自動車を含みます。）は「登録自動車」欄に、軽自動車（二輪の軽自動車を含みます。）は「軽自動車」欄に記載してください。
- 大型特殊自動車、小型特殊自動車は本特例の対象外ですので、記載することはできません。

改正後

改正前

別紙様式 3

滅失文書に代わる文書の作成を求める旨の届出書

収受印			
平成 年 月 日	届出者	(住 所)(〒 —)	
		(電話番号 — —)	
税務署長殿		(氏名又は名称及び代表者氏名)(フリガナ)	
作成を求める金融機関の営業所等の所在地及び名称		(〒 —)	
		(電話番号 — —)	
上記の金融機関の営業所等が滅失文書に代わる文書の作成を求めますので、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第48条第2項の規定により届出します。			
滅失文書に代わる文書	号別	物 件 名	名 称
	第1号の3	消費貸借に関する契約書	
	第3号	約束手形又は為替手形	
	第7号	継続的取引の基本となる契約書	
	第13号	債務の保証に関する契約書	
	第15号	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	
参考事項			

※税務署整理欄	整理番号		原簿整理		
---------	------	--	------	--	--

注意 ※印欄は、記載しないでください。

(新 設)